

船舶担保権者の権利行使と法的責任(下)

弁護士 森田晃徳

三 権利行使の過程の各局面におけるMortgageeに発生し得る法的責任

1 デフォルト事由発生前

a 承諾の不合理な遅滞
この段階でMortgageeが権利として行うことは、前述の通り、契約書上のコベナンツ規定や事前承諾権を梃子に、対象船舶の価値を維持し、担保権を保全することである。

この事前承諾権の行使にあた

り、Mortgageeが特段の理由のないまま不合理に承諾を遅滞し、その結果、対象船舶の運航に支障を生じた場合は、権利の

濫用により事前承諾権が否定されたり、Mortgageeが船主や利害関係人に對して不法行為責任を負う場合があり得る。このよう

なうな責任の負担を回避するためには、①Mortgage設定契約において、不必要に事前承諾権を盛り込まないこと、②事前承諾権の設定が必要となる事項については、契約上、検討期間に制限が加えられないようにするこ

と、③あらかじめ、ファイナンサーにおいて、承諾する場合の基準や、その判断のための社内手続を定めておくことが必要と

なろう。とくにシンジケートローンによるファイナンスの場合、事前承諾権の行使について、参加行の意思結集に通常より時間を要するため、注意が必要になる。

b 傭船契約等の履行への介入

この段階で、船主による船舶の運航内容が好ましくない場合、Mortgageeとしては、船主に対して、傭船先や傭船条件の変更または傭船契約の解除などを要求したくなるところであ

る。しかしながら、第三者がある契約について、一方の当事者による契約履行を妨げたり、契約不履行や契約解除を教唆し、当該契約の相手方より不法行為責任を追及され

c 船舶運航に関する事細かなコントロール

デフォルト事由の発生前といえども、船主の信用悪化の場合や対象船舶の価値維持が必要と判断した場合には、Mortgagee

は対象船舶の運航に関して、つい細かくコントロールを及ぼしてしまいがちである。とくに国内のファイナンスにおいて、これまで銀行が債務者企業に役員を派遣するなどしてその経営に関与してきたことや、銀行が担保物の取扱いに口を出す場合もあることを考慮すると、むしろそれが自然という感覚も一部にはあろう。しかしながら、Mortgageeが船舶の日常的な運航にまで事細かく介入した場合には、実質的な船舶の運航者は Mortgageeであると認定される余地を生むことになる。そし

て、その介入の内容が不適切であつたことにより対象船舶が海難を生起した場合、Mortgagee が海難による被害者から不法行為責任の追及を受けたり、海事規制上の責任当事者として法定の責任を負う場合もあり得る。

がある。しかしながら、ファイナンサーであつたことあるいはMortgageを有していたことから、海難との因果関係や、潜在的に船舶をコントロールしていくという評価を導き出し、それ

目次

一 問題の所在

1 船舶ファイナンスの特色

2 パナマ法と英國法に関する議論の実益

二 担保権者 (Mortgagee) による権利行使の過程

1 船舶ファイナンスにおける担保の保全

2 デフォルト事由発生前 (信用不安発生前・契約違反前) — 担保の保全

3 デフォルト事由発生時①—船舶の占有取得・運航

4 デフォルト発生時②—アレス

5 司法手続による競売

三 権利行使の過程の各局面において Mortgagee に発生し得る法的責任

1 デフォルト事由発生前

2 デフォルト発生時①—船舶の占有取得・運航

3 デフォルト発生時②—アレス

4 デフォルト発生時③—私的売却

四 終わりに

(以上本号)

担保物の価値保全のために、船舶の運航に関心を持ち、相当程度に介入することは、正当な権利行使の発露と言えるが、そのような権利行使に対してもレンダーズライアビリティを問う極端な議論は、ファイナンサーを萎縮させる弊害を生む。Mortgageeが対象船舶の惹起した海難について不法行為責任を問われる局面は、あくまでもMortgageeが担保権の保全に必要な程度を著しく超えて、船舶の運

めに必要であることが求められる（注1）。したがつて、担保物の価値に影響を与えない軽微なデフォルト事由が発生しただけの段階で、占有取得・運航権を行使すると、権利の濫用と認定される余地を生じる。もつとも、後述のように、Mortgageeは船舶の占有取得・運航のために、相応のリスク負担と費用負担を覚悟する必要があることを考慮すると、船舶運航管理を通じて常業務としないファイナンサー

て、その介入の内容が不適切であつたことにより対象船舶が海難を生起した場合、Mortgageeが海難による被害者から不法行為責任の追及を受けたり、海事規制上の責任当事者として法定の責任を負う場合もあり得る。

なお、この過程で生じた海難について、一部には、「Mortgageeがファイナンスを通じて船主による船舶の取得を可能にした」とや、担保権を梃子に「実質的に船舶をコントロールした」ことを理由として、ファイナンサーにレンダーズライアビリティというものを問う議論がある。しかしながら、ファイナンサーであつたことあるいは Mortgageeを有していたことから、海難との因果関係や、潜在的に船舶をコントロールしていだという評価を導き出し、それを端緒として、Mortgageeに責任を追及する」ことは、単にディープポケット狙いの安易な議論であり許容し難い。船舶という担保物の特殊事情、すなわち、担保権者が担保物そのものを十分にモニタリングできない事情や、管理状況によって担保物の価値が大きく毀損する余地を勘案するに、Mortgageeが、航の仔細に介入し、その過程で不適切な運航を指示した結果、海難が発生した場合に限られるべきである。

2 デフォルト発生時①—船の占有取得・運航

a 運航管理者としての責任(i) —契約・海事規制上の責任

まず、パナマ法では、船舶の占有取得・運航権の行使が許容されるための要件として、形式的にこのようない権利が Mortgagee設定契約書に明記されている」とのほか、その権利の行使が Mortgageeの権利保護のた

2 デフォルト発生時①—船の占有取得・運航

航の仔細に介入し、その過程で不適切な運航を指示した結果、海難が発生した場合に限られるべきである。

2 デフォルト発生時①—船舶の占有取得・運航

a 運航管理者としての責任(1)

—契約・海事規制上の責任

まず、パナマ法では、船舶の占有取得・運航権の行使が許容されるための要件として、形式的に「」のような権利がMortgage設定契約書に明記されていることのほか、その権利の行使がMortgageeの権利保護のために必要であることが求められる(注1)。したがって、担保物の価値に影響を与えない軽微なデフォルト事由が発生しただけの段階で、占有取得・運航権を行使すると、権利の濫用と認定される余地を生じる。もつとも、後述のように、Mortgageeは船舶の占有取得・運航のため考慮すると、船舶運航管理を通常業務としないファイナンサー

が、安易にこれらの権利行使を行うとは考えられず、現実にこの権利濫用の問題が生じる局面はほとんどないと解される。

Mortgageeが船舶の占有取得運航権を使用した場合、対象船舶はMortgageeの占有下に入り、その管理により運航がなされる。したがって、船舶の占有

gageeは、単なる担保権者の地位にとどまるものではなく、船舶の運航者として、あるいは船舶の占有や運航に関する範囲で船主としての取扱いを受ける。そのため、Mortgageeが各種海事規制法の責任当事者となる。

また、占有取得・運航を行う場合のMortgageeは、パナマ法では財産管理人と類似の地位に立つとされ（注²）、合理的な注意をもつて船舶を運航する義務を生じる。しかしながら、Mortgageeは自らの出捐において、船舶の運航管理を行うものではないから、船舶の収益を越えて運航管理の費用を負担する義務を負わない（注³）（注⁴）。

英國判例においては、Mort-

gageeの地位が財産管理人と同様であるとしたものは見当たらぬものの、この場合のMortgageeは、信託受託者としての信託義務ではなく、合理的な注意義務を負うのみとされ、具体的にはパナマ法と同様の義務を負担する（注⁵）。

なお、船舶占有取得・運航時のMortgageeによる既存傭船契約の取扱いについては、英國法においても、パナマ法においても、Mortgageeは、船舶占有取得・運航権の行使に傭船者の承諾を要しないが、対象船舶にかかる義務や負担に服するとされ、船主に代わって、既存傭船契約を履行する義務を負う。しかししながら、Mortgageeは、船

主による傭船契約等の履行について、保証人となつたり、担保権者として固有の義務を負担するものではないことから（注⁶）、占有取得前の船主の契約不履行について、責任を負うことはない。また、Mortgageeは、いかなる場合も既存傭船契約に服し（注⁹）、もともと占有と運航が合は、既存傭船契約に拘束されない」とされる（注⁷）。また、Mortgageeの担保権を害する場合においては、パナマ法と同様に、既存傭船契約がMortgageeの担保権を害する場合のほか、Mortgagee設定時にMortgageeの担保権を害する場合において、対象船舶が傭船の対象となつていることをMortgageeが了知していた場合でも、①船主が既に傭船契約の履行を放棄し、または②履行ができない場合には、既存傭船契約に拘束されないとする（注⁸）。このようないふ場合には、そもそも傭船者の権利がMortgageeの占有取得・運航を理由として侵害されたことにはならないからである。

なお、既存の傭船契約が裸傭船契約の場合には、船舶の占有と運航権は、既に傭船者に付与されていることになるから、Mortgageeが裸傭船契約に服しながら占有取得・運航権を行使することは困難になる。パナマ法では、裸傭船契約の場合でも、Mortgageeは占有取得・運航権の行使が可能とされるが、（注⁹）、もともと占有と運航が合は、既存傭船契約に拘束され裸傭船者によつてなされていることを考慮すると、そのような権利行使が必要となる局面は限定されると思われる。また、船主に代わり傭船料を收受する以外に、運航権の行使の効果を見出しにくい。

その他、既存傭船契約にかかる留意点としては、Mortgageeは、運航の過程で対象船舶がアレストを受けることにより、傭船契約の履行に支障を来さないよう、P & I 保険を付保し、アレストを受けた場合は、保証状の発給を受けることで速やかにアレストの解除を得ることも必要になろう。

b 運航管理者としての責任(ii) 一不法行為責任

Mortgageeによる対象船舶の運航時に、対象船舶が第三者に損害を与えた場合、Mortgageeは船舶の運航者として、その責任当事者となり得る。したがって、衝突・座礁等の海難への対策として、適正なP & I 保険を付保するほか、適切な運航管理を行うことが必要になることは

言うまでもない。

とくに、対象船舶が原油タンカーのケースで、Mortgageeの運航時に海難による油濁を生起した場合は、Mortgageeにとって重大なリスクとなる。油濁責任については、米国のOil Pollution Act of 1990（一九九〇年米国連邦油濁防止法）' International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage（油濁民事責任条約）ならびが、原油タンカーの船主または運航者を責任当事者として、油濁損害について無過失責任を課すとともに、その責任限度額についても、通常の船主責任の限度を超えて巨額な金額を設定している（注10）。また、かかる油濁関連法は、大規模な油濁事故が発生する度に、厳格化が図られるきらいがあり、リスクの度合いは今後とも大きくなる傾向と言える。

このように、Mortgageeが船舶の運航者として扱われ、油濁責任を問われるリスクを考慮すると、例えば対象船舶が原油タンカーのケースにおいて、

Mortgageeが、担保権の行使として船舶の占有取得・運航を行う事態はあまり想定しにくい。

c 占有取得・運航時の船体価値の維持

占有取得・運航させMortgageeによる担保保全または債権回収のために行うものとはいえ、前述の通り、Mortgageeは財産管理人としての立場も担うことから、Mortgageeが、対象船舶を通常の損耗を超えて毀損する形で運航する」とは、船主や後順位Mortgageeの権利を侵害することになり、許容されない。例えば、対象船舶を違法な取引に従事させたり、特段の理由なく必要な船体保険を付保しなかつたり、堪航能力が悪化したまま船体を放置して、その価値を毀損することなどがこのような場合に当たると考えられる。

Mortgageeは対象船舶について占有取得・運航を行っている期間、対象船舶の果実（運航による収益金等）を受領することになるが、これらの収益金について、Mortgageeは船主および船舶の利害関係人に對して一定の管理責任を負担する。

対象船舶の果実の管理責任については、現実に收受した収益金を管理する義務（不適切な資金の費消や散逸を防止し、適正な帳簿を作成する等）にとどまらず、対象船舶を適正な方法で運用する義務、すなわち対象船舶が得べかりし収益金のうち

Mortgageeが、担保権の行使として可能な範囲に限定され、例えば船主による運用と比較して悪い条件で運用する場合であつても、そのような運用がMortgageeにおいて対象船舶の価値や安全運航を維持するためにやむを得ない選択であれば、義務違反を生じないとされる（注14）。また、Mortgageeが相当の努力をしたにもかかわらず、より好条件の運用情報にアクセスできなかつたがために、結果的に運用条件が最善のものとならなかつたようない場合には、義務違反を生じないとされる（注15）。

d 収益金等の管理責任

また、前述の通り、Mortgageeは自らの出捐において、船舶の運航管理を行う義務までを負うものではないから、対象船舶の運航による収益を越えて、船体価値維持のための費用を負担する義務を負わないとされる。他方、Mortgageeは、途中で船舶の運航管理またはその占有を放棄する」として、船体価値を維持する義務を免責されるとにならない（注12）。

Mortgageeの責めに帰すべき事由により收受できなかつたものを補填する義務にも及ぶとされる（注13）。ここで、適正な運用の程度は、Mortgageeによる対象船舶の運用として可能な範囲に限定され、例えば船主による運用と比較して悪い条件で運用する場合であつても、そのような運用がMortgageeにおいて対象船舶の価値や安全運航を維持するためにやむを得ない選択であれば、義務違反を生じないとされる（注14）。また、Mortgageeが相当の努力をしたにもかかわらず、より好条件の運用情報にアクセスできなかつたがために、結果的に運用条件が最善のものとならなかつたようない場合には、義務違反を生じないとされる（注15）。

以上の通り、実際にはMortgageeが船舶の占有取得・運航を行ふ場合、多種多様な責任が発生し得ることになる。したがって、占有取得・運航権を行使するMortgageeは、これらの責任に耐えるために、船舶管理に相当前のノウハウを備え、出費を覚

悟することが必要となる。現実にはそのような要件を満たすファイナンサーは多くなく、大半のファイナンサーにとつては、船舶の占有取得・運航の権利行使することは少ないもの

Receiver

「いれらのMortgageeの責任を回避するため、対象船舶の占有・運航について、英國法に基づくReceiverの選任が行われる場合がある。」

Receiver^は、船主の代理人人
(Deed of Covenantsの規定により選任される場合) または裁判所の代理人(執行手続下において裁判所により選任される場合)として、対象船舶を占有・運航するいふかひ Receiver^は 注意義務違反は、Mortgageeの義務違反を構成しない。他方で、Receiver^は Mortgageeの指示管理下に置かれるわけではないため、担保権実行の手段としては、自由度を欠くことになり得る。

米国法では、Mortgageeが契約上、Subordination Clauseを設け、Mortgagorが他の債務に優先して支払うことを認めた場合、Mortgagorは、Mortgageeの権利をSubordinateする。この権利をEquitable Subordinationと呼ぶ。

約不履行責任や不法行為責任を負担し、その結果損害賠償義務を負う場合以外にも、衡平上の観点から、Mortgageeがその行為の責めを負担する場合がある。

例えば、米国連邦倒産法では、裁判所は、特定の債権者の倒産債権の全部または一部を他の倒産債権に劣後させたり、ある倒産債権の担保を財団に譲渡することを命じることができる（注17）。この法理は、Equitable Subordination（「衡平による劣後」と呼ばれるものであり、特定の債権者が不当な利益をなした結果、不公正な利益を得たり、他の債権者が不当に不利益を被つた場合に認められる。典型事例としては、倒産者の内部関係者が、倒産直前に倒産者と取引を行い、その結果倒産者の債務が増大する一方で、当該内部関係者が不当な利益を得ていったような場合に、内部関係者が倒産者に有する債権を倒産手続上劣後に取り扱うようなケースが挙げられる。

も、例え Mortgagee が適正な注意義務を果たさないまま船舶の占有取得・運航を行つた結果、海難を生起し、他の債権者の利益を著しく損なつた場合は、船主の倒産手続の中では、Mortgagee の債権や担保権についての Equitable Subordination の取扱いが行われる可能性も否定できない。

れる（注18）。

3 デフォルト発生時②—ア
レスト

a 不当アレスト（既存傭船契
約の妨害）

船舶は傭船者による船舶の利
用や貨物の運送に供されている
ことから、Mortgageeがアレス
トを行う場合、これらの利害関
係人の権利との調整が必要にな
る。

この点、私的売却や司法手続による競売は、その前提として、まずアレストにより対象船舶の航行を差し止めることが不可欠となることから、本来 Mortgagee は、既存傭船契約を斟酌することなく、アレストを行ふことを許容されるべきであり、その場合、アレストによつて損害を被つた傭船者の救済は、傭船契約不履行を根拠に、別途船主に対する損害賠償請求を認めることで図られる。しかしながら、アレストによる船舶の航行差止めは、傭船者による船舶の利用に重大な障害をもたらし、船主による賠償も現実に

3 デフォルト発生時②——ア リスト

a 不当アレスト（既存傭船契約の妨害）

船舶は傭船者による船舶の利用や貨物の運送に供されていることから、Mortgageeがアレストを行う場合、これらの利害関係人の権利との調整が必要になる。

この点、私的売却や司法手続による競売は、その前提として、まずアレストにより対象船舶の航行を差し止めることができとなることから、本来 Mortgageeは、既存傭船契約を斟酌することなく、アレストを行ふことを許容されるべきであり、その場合、アレストによつて損害を被つた傭船者の救済は、傭船契約不履行を根拠に、別途船主に対する損害賠償請求を認めることで図られる。しかしながら、アレストによる船舶の航行差止めは、傭船者による船舶の利用に重大な障害をもたらし、船主による賠償も現実に

は十分な救済を傭船者に与えるものではない。また、Mortgaggeeが、船舶の航行を差し止めの手段としては、アレスト以外にも、占有取得・運航により、constructive possessionを得る方法もある。

「」のような事情もあり、英國判例やパナマ法においては、Mortgaggeeの権利は、アレストについて一定の制約を受けてい

る。なお、このような既存傭船契約による制約については、判例上も、アレストとそれに次ぐ私的売却をとくに区別せず議論するものが多いことから、ここでも、私的売却の局面での既存傭船契約による制約について、併せて議論する。

まず、英國判例においては、Mortgaggee設定時に対象船舶が傭船の対象となっていることをMortgaggeeが了知している場合に分け、前者の場合においては、Mortgaggeeによるアレストは、既存傭船契約の存在により制限され、それに次ぐ私的売却においても、既存傭船契約が買受人に承継されるとされたり（注22）、Mortgaggeeは私的売却に際して発生した損害について責任を負うと規定される（注23）からである。

もつとも、パナマ法においても、既存傭船契約がMortgage設定時に傭船の対象となつてないなかた場合は、通常Mortgaggeeは制限なくアレストや私的売却を行うことができる。ただし、「」の場合でも、判例には、既存傭船契約がMortgaggeeの担保権を害する場合に限り、アレストや既存傭船契約の負担がない形での私的売却が可能とするものがある（注21）。

一方、パナマ法においては、既存傭船契約の取扱いに関する限り、アレストや私的売却にかかるMortgaggeeの権利は、英國判例よりも制限されていると解すべきである。アレストに関する制約の具体的な内容について見当たらないが、同法の法文

上、私的売却においては、通常要があるとされる（注19）。そして、①既存傭船契約がMortgaggeeの担保権を害する場合、②船主が既存傭船契約を履行しない、または③履行できない場合に限り、これらの制限なくアレストや私的売却ができるとされる（注20）。他方、Mortgage設定時に傭船の対象となつてないことをMortgaggeeが了知していないなかた場合は、通常Mortgaggeeは制限なくアレストや私的売却を行うことができる。ただし、「」の場合でも、判例には、既存傭船契約がMortgaggeeの担保権を害する場合に限り、アレストや既存傭船契約の負担がない形で対象船舶の私的売却を行うことができるとする（注24）。

「」のような権利行使の制約に反して、Mortgaggeeが、アレストを行った場合、執行裁判所に對するアレストの申立てが可能であつたとしても、事後的に傭船者から対象船舶の解放やアレストの中止を求める手続の申立てを受けたり、損害賠償請求を受けることとなり得る。

この点、国内の不動産担保に慣れ親しんでいるファイナンサーとしては、登記を受けた抵

当権者が、対象不動産の利用關係に制約を受けることなく、競売の申立てを行えるということに注意が必要である。国内の不動産の場合は、通常競売に際して、競売物件が散逸するおそれはないため、その利用関係を存続させたままで、競売手続を進行させることは可能と言えるが、船舶の場合には、事情が異なる（注25）。

■ Quiet Enjoyment違反

傭船者にとつては、対象船舶にMortgageが設定されている場合、船主のデフォルトによって突如対象船舶がアレストを受けたり、所有者が変わってしまふなどの悪影響を受けることになるので、Mortgageが付着していない船舶が好ましい。ところが、船舶の建造または取得に巨額の資本投下が必要となることを考慮すると、Mortgageが付着していない船舶はむしろ稀有と言える。このため、傭船者が付着していない船舶はむしろ稀有と言える。このため、傭船者としては、傭船の権利を維持安定させるために、Mortgageの

設定を一律に禁止する」)は現実的ではなく、Mortgageの設定は認めつつも、Mortgageeによる権利行使をあらかじめ制限しておこうことが次善の策となる。

このように、Mortgageの権利に制限を加えることは、本来はファイナンサーの了解を得られるものではないが、傭船者に高い信用力のある場合は、ファイナンサーとしても、権利の制限の排除より、まず傭船者を確保することが優先になり、これを了承する場合がある。また、前述の通り、傭船者が存在する状況で Mortgagee が無闇に対象船舶のアレストを行うと、傭船者との紛争を惹起することにもなり得ることから、ファイナンサーにとっても、アレストを始めとした Mortgage の実行の手順について、あらかじめ傭船者と合意を得ておくニーズはある。

このような事情から、傭船者と Mortgagee が、ファイナンスの当初において、書面 ("Quiet Enjoyment Letter") と呼ばれる。

以下「QE」というにより、所定の条件が具備されるまでは、Mortgage の実行を行わない旨、逆に、所定の条件が具備されれば、傭船者は Mortgage の実行に異論を唱えない旨を約する場合がある。具体的にはかかる書面において、通常次のような事項が定められる。

(i) Mortgagee は、金銭消費貸借契約書 (Loan Agreement) 等に定めるデフォルト事由が発生し、Mortgage を実行することを決定した場合、傭船者に通知を行うこと。

(ii) 傭船者は、船舶の買受人を自ら探索できること。

(iii) 傭船者が、傭船料債権の譲渡に関して Mortgagee 完てに承諾した事項に違反した場合

(iv) 一定の期間内に対象船舶の買受人が決定しない場合

(v) 働船契約上の義務違反が生じるにもかかわらず、Mortgagee が QE に反してアレスト等の権利行使を行った場合には、単なる不法行為責任を負担するにとどまらず、契約不履行責任を負担する」とになる。とくに、QE が英米法を準拠法とする場合は、日本法上の契約不履行責任と異なり、帰責事由の有無にかかわらず、契約不履行者に賠償責任が認められる場合があるので、注意が必要である。

したがって、Mortgagee としては、QE による権利行使の制限を甘受してもなお当該傭船者を確保することがファイナンスの条件として妥当か、あるいは QE

は権利行使が可能となること。

(i) 対象船舶について拿捕、没収、沈没その他の全損事由が発生した場合

(ii) 働船者が、当該傭船契約に違反した場合

(iii) 働船者が、傭船料債権の譲渡に関して Mortgagee 完てに承諾した事項に違反した場合

(iv) 一定の期間内に対象船舶の買受人が決定しない場合

(v) 働船契約上の義務違反が生じるにもかかわらず、Mortgagee が QE に反してアレスト等の権利行使を行った場合には、単なる不法行為責任を負担するにとどまらず、契約不履行責任を負担する」とになる。とくに、QE が英米法を準拠法とする場合は、日本法上の契約不履行責任と異なり、帰責事由の有無にかかわらず、契約不履行者に賠償責任が認められる場合があるので、注意が必要である。

このため、QEにおいては、「Mortgagee が QE に違反しない限り、傭船者は傭船契約の各規定にかかわらず、傭船契約を解除しない」という規定を設ける必要もあるう。

E に定める自らの義務が、デフォルト事由が発生しているような状況下で、難なく履行できるのかなどをよく見極める必要がある。

また、デフォルト事由発生時には、船主が堪航能力を維持できなくなつたり、対象船舶に弁済未済の海事請求権が累積して、海事請求権者から対象船舶のアレストを受けるなど、船主側に傭船契約上の義務違反が生じやすい状況となる。その場合、傭船者は、傭船契約の条件に従い、傭船契約を解除し得ることになるが、QE を締結している事案において、このような事態が発生し、傭船契約が解除されてしまえば、Mortgagee にとっては、本来 QE の見返りであつたはずの傭船者の確保を肝腫な時に達成できないことになる。

このため、QEにおいては、「Mortgagee が QE に違反しない限り、傭船者は傭船契約の各規定にかかわらず、傭船契約を解除しない」という規定を設ける必要もあるう。

geeは私的売却に關して發生した損害について責任を負う旨規定され（注32）、これにより合理的な注意義務を負うとされる。

なお、多くの場合、Mortgage設定契約書では、私的売却を含む権利行使について、船主に対するMortgageeの責任を免責する規定が盛り込まれるが、英國法でも、パナマ法でも、このような免責規定は基本的に有効とされる（注33）。

が、法域によつては、執行手続
法上、私的売却のような自力救
済的な担保権の行使を許容しな
い場合がある。国際私法の一般
原則として、担保権行使の手順
は、その権利行使を行う地にお
ける執行手続法に服すること、
また、権利行使地の裁判所が法
廷地の公序を斟酌して外国法に
基づく担保権者の権限を制限す
る場合があることなどから、そ
のような法域において私的売却

権利行使地に関する留意

定され（注32）、これにより合理的な注意義務を負うとされる。

なお、多くの場合、Mortgage設定契約書では、私的売却を含む権利行使について、船主に対するMortgageeの責任を免責する規定が盛り込まれるが、英國法でも、パナマ法でも、このような免責規定は基本的に有効とされる（注33）。

c 権利行使地に関する留意

パナマ法や英國法は、船舶Mortgageの実行方法として、こののような私的売却を妨げない

Mortgageeは、私的
る売却代り金を自ら當した後に生じる余りて、一定の管理責任を負う。

Mortgageeは、私的売却による売却代り金を自らの債権に充当した後に生じる余剰資金について、一定の管理責任を負担する。

英國法上は、このよつたな余剰資金について、Mortgageeを受託者とするconstructive trust（構成信託）が成立するものとされる（注34）。このため、Mortgageeとしては、余剰資金

35

Mortgageeが合理的な程度の調査を果たしてなお、他の権利者を探知できなかつた場合、余剰資金を船主に返還したことについて、責任を負わないとされた（注35）。

geeの法的責任が問題も特段見当たらぬ。

geeの法的責任が問題となる例も特段見当たらない。

また、司法手続による競売の場合は、パナマ法においても、英國法においても、対象船舶にかかる一切の義務や負担は消滅することから、既存傭船契約も消滅するとされ（注36）、通常は傭船者との関係で Mortgagor に法的責任が生じる余地もなくなると解される。

を実施することは、現地の法令違反となり得る。

確認を行う必要が生じることになる。実際には、私的競却が必

船主との関係においても、常に免責の効力が認められるとは限らず、現実の余剰金の取扱いについては、依然注意が必要であ

四 終わりに

よく耳にする話として、「船舶ファイナンスは、比較的担保処分による回収が容易な安全なファイナンスである。なぜなら、船舶の場合は、売買のニーズや傭船のニーズをマッチングさせる媒体が整備されており、船体の市場相場も常時提供されているから」というものがある。確かに、そのような評価は可能である。しかしながら、船舶ファイナンスにおいては、

るどころか、ファイナンサーが法的責任を問われることともなり得ることは、本稿で示した通りである。

このように、ファイナンサーとしては、Mortgageeの権利には想像以上の制約が伴うことを再認識するとともに、海運業界が活況を呈する中においても、将来起こり得る権利行使に備えて、そのノウハウを蓄積する努力を怠るべきではない。

また、一方で、利害関係人には瞬間から、担保物は法的にも物理的にもそのコントロールを離れ、担保管理という意味でも、現実にはMortgagee設定契約書に可能な限り精緻なコベナンツを施すことはできても、その後は船主を信頼するほかないという実態があることも忘れてはならない。そして、いざMortgageの実行が必要になつた段階では、競合する利害関係人は多数発生し、取扱いを誤ると融資回収の目処が立たなくな

利行使の過程で発生するリスクについて、ファイナンサーに過剰な責任を強いれば、必ずしも事態の解決につながらないばかりか、ファイナンサーにおいて船舶ファイナンスの取組みを必要以上に慎重にさせることになりである。

なつたり、リスクに見合う相当の利回りを追及させることになり、船舶相場は困難になり、結果的に金調達は困難になり、結果的に傭船相場にも悪影響を与えるなど、連鎖的な弊害を生み、海運業界全体にとって好ましくないからである。担保というものは、単に債権の弁済を確保してファイナンサーを利用するだけの制度ではなく、産業への投資を広く促すためのものもある。

Mortgageeの法的責任を議論するにあたつては、このような担保の機能も忘れてはなるまい。

(注1) パナマ共和国海商法第一五二七A条。

(注2) 馬木昇『パナマ便宜置籍船の法律実務』三六七頁（成山堂書店）。

(注3) 馬木・前掲注2三六八頁。

(注4) ただし、現実には、船舶先取特権に基づくアレストを回避するため、Mortgageeが任意に運航管理費用を支払う必要は生じる。また、船舶の運航者という立場から、傭船者や不法行為債権者との関係において、このような免責を主張するよりは困難であろう。

(注5) Graeme Bowtle, Kevin Patrick McGuinness, "The Law of Ship Mortgages" Lloyd's Shipping Law Library p.191.

(注6) 馬木・前掲注2三六七頁。

(注7) 馬木・前掲注2三六七頁。

(注8) 詳細は、後述の3a「不当アレスト」に示す分類による。

(注9) パナマ弁護士の見解によると、パナマ共和国海商法第一五一七A条も、「船舶を第三者が占有している場合でもMortgageeは占有取得・運航権を行使できる」とする。

(注10) さらに、米国各州の油濁法においては、かかる責任上限の設定がないものもある。併せて各州法では懲罰的賠償責任の法理が適用される場合があることを考慮すると、賠償額は場合によつて青天井となる。このため、理論上は、ファイナンサーが、一船舶ファイナンスの回収のために、巨額の賠償責任を負担する事態も発生しえることになる。

(注11) Graeme Bowtle, Kevin

Patrick McGuinness, *supra* note
5.p.191.

(注21) Graeme Bowtle, Kevin Patrick McGuinness, *supra* note
5.p.192.

(注22) National Bank of Australasia v. United Hand-in-Hand & Band of Hope Co. (1879) 4 App. Cas 391 (P.C.); Barton v. Gilbert (1904) 4 O.W.R. 406 (Div. Ct); Synod v. De Blaquierre (1880) 27 Gr.536 (Ont.Ch.) per Proudfoot, V.C., at p.549; Eyre v. Hughes (1876) 2 Ch. D. 148 (V.C.) per Bacon, V.C., at p.162.

(注23) 例へば、対象船舶に適した運用方法にて、Mortgageeが十分なノウハウを持たず、そのため他の方法で運用したり、運航管理を管理会社に委託した結果、運用収益が悪化する場合など。

(注24) Hughes v. Williams (1806) 12 Ves. 493, 33 E.R. 187(Ch.).

(注25) Mortgageeは、その担保権の実行のたまに、船舶の占有取得・運航を行ふ、洋上を航行して、この対象船舶をアーネスト地へ回航するものにてて、昨今の油濁責任厳格化の傾向を考慮して、慎重である旨。

(注26) Bankruptcy Code Section 510(c).

(注27) Canada Deposit Insurance

Corp. v. Canadian Commercial Bank (1992) 7 B.L.R. 113 (S.C.C.) (注28) The "Myrto" [1977] 2 Lloyd's Rep. 243, at p.253.

(注29) The "Myrto" [1977] 2 Lloyd's Rep. 243, at p.254; De Mattos v. Gibson (1868) 4 De G. & J.276, 45 E.R. 108; Lord Strathcona & S.S. Co. Ltd. v. Dominion Coal Co. Ltd [1926] A.C. 108; NJJ Gaskell, C Debattista, R J Swatton, "Chorley and Gil's Shipping Law", Eighth Edition, Pitman Publishing (1987), p.65.

(注30) The "Celtic King" [1894] p.175; Graeme Bowtle, Kevin Patrick McGuinness, *supra* note 5.p.136.

(注31) パナマ共和国海商法「五一」七条(1)項。

(注32) パナマ共和国海商法「五一」七条。

(注33) Ralph (1980) 115 D.L.R. (3d) 612; 海原文雄『英米信託法概論』1111頁 (有信堂)、G. W. キーナン『L. A. ハリソン』(海原文雄=中野正俊監訳、日本信託銀行信託法研究会訳)『キャロルス信託法』1111頁 (有信堂)。

(注34) Berney v. Sewell (1820) 1 Jac. & 648, 37 E.R. 515 (Ch.).

(注35) AIB Finance Ltd v. Debtors [1998] 2 All E.R. 929(C.A.), Tse Kwong Lam v. Wong Chit Sen [1983] 1 W.L.R. 1349(P.C.).

(注36) Cuckmere Brick Co.Ltd v. Mutual Finance Ltd [1971] 2 All E.R. 633, at p.643.

lの、いれの制約が実際には障害となることは少ないと評価され。また、Mortgageeとしては、権利行使に至る前に、対象船舶の売却を行ふ、対象船舶の運航や売却について合意を探るこれが通常であり、それでもなお合意が得られない場合は、多くの場合既存傭船契約の存続がMortgageeの権利に重大な悪影響を及ぼす状況とも言える。したがって、この点においても、既存傭船契約による制約が、実際に障害となることは少ないにちむ。評価もあら。

(注37) Tanner v. Heard (1857) 23 Beav.555, 53 E.R.219; Frost v. Ralph (1980) 115 D.L.R. (3d) 612; 海原文雄『英米信託法概論』1111頁 (有信堂)、G. W. キーナン『L. A. ハリソン』(海原文雄=中野正俊監訳、日本信託銀行信託法研究会訳)『キャロルス信託法』1111頁 (有信堂)。

(注38) Berny v. Sewell (1820) 1 Jac. & 648, 37 E.R. 515 (Ch.).

(注39) あるパナマ弁護士は、パナマ海商法「〇九〇条のほか、一五〇八条も根拠があら。